

2006. 6
 社保委員
 等の検印

届書コード	204	処理区分	届書
健康保険被 険者証の記号 (整理コード)	203		

健康保険法第118条第1項 **該当** 届
 不該当

決裁	常務理事	事務長	部長	課長	係長	係
日付印						

正

◎ ◎
 「※」印欄は記入しないでください。

被保険者証の番号	被保険者の氏名	性別(種別)	生年月日	該当 不該当	該当 不該当	年月日	作成原因	標準報酬額	該当 不該当	事由	被扶養者 の有無	遠隔地 の有無	備考
147	(氏名) XXXXXXXXXX (フリガナ)	男	明大 昭 5 平 7 0325	該当 1 不該当 2	該当 1 不該当 2	平成 000831	送信	健 170 千円	刑務所に収容されたため	有・無	有・無		
	(氏名) (フリガナ)		明大 昭 5 平 7	該当 1 不該当 2		平成	送信	健 千円		有・無	有・無		
	(氏名) (フリガナ)		明大 昭 5 平 7	該当 1 不該当 2			送信	健 千円		有・無	有・無		
	(氏名) (フリガナ)		明大 昭 5 平 7	該当 1 不該当 2				健 千円		有・無	有・無		
	(氏名) (フリガナ)		明大 昭 5 平 7	該当 1 不該当 2				健 千円		有・無	有・無		

この届の必要な場合
 1. 健康保険において、被保険者が刑務所や留置場に拘禁または留置された場合。
 その間本人に対する給付(死亡に対する給付は除く)は行わないことになっています。また、その期間中の当該被保険者にかかる保険料については、徴収されないことになっています。
 2. 該当したとき、該当しなくなったときも届出が必要です。
 提出時期...当該事実が発生した日から5日以内に届け出ます。
 提出先...事業主が健康保険組合に届け出ます。

事業所所在地	〒156-0022
事業所名称	東京都世田谷区 1-5-3
事業主氏名	東吉商事(株)
電 話	代表取締役 東 吉男 代表者印
社会保険 労務士の 提出代行者印	03(3376局)4567番

平成 年 09 月 06 日提出

受付日付印